

必ずお読みください

電気需給契約に関する重要事項説明書

電気事業法第2条の13の規定に従い、電力需給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。その他詳細の約款についてはホームページ掲載の内容を必ずご確認ください。

電力供給約款・料金表掲載URL： https://enelab.jp/agreement/			
登録番号	A0415	小売電気事業者	エネラポ株式会社
所在地	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル9F		
問合せ先	【電話番号】06-7177-4931 【受付時間】年末年始を除く平日9：00～17：00 ※停電、緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします 【ホームページURL】 https://enelab.jp/		
供給電圧周波数	供給電圧：100Vまたは200V周波数：50Hzまたは60Hz		
契約期間	本契約の契約期間は、契約成立日（需給開始日）から解約または廃止により契約が終了する日までとします		

■お申込み方法

当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、当社または当社の販売代理店に直接お申込みいただくほか、当社が指定する方法によりお申込みいただけます。

■供給開始予定日

- 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、原則として、送配電事業者との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給契約申込み当月または翌月の検針日から電気を供給いたします。ただし、お引越し（転入）に伴う利用開始は、お客様が希望した日で手続きをおこないます。なお、無契約の状態ですでに電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とする場合があります。
- お引越し（転入）や新築の場合において、お客様の電気メーターまたはご使用場所の契約電力等を特定できない場合には、ご希望する使用開始日当日に電気が使えないことがあります。その場合には、電気メーターの計器番号をご確認いただき、再度上記お問い合わせ先までご連絡ください。
- お申込みいただいた情報に誤りがある場合には供給開始ができません。また、一定期間正しい情報の確認が取れない場合にはお申込みをお断りする場合がございます。
- 需給開始予定日は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法でお客様にお知らせします。
- 前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、前住者の当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、上記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

■電気料金およびその計算方法

電気料金は、原則として「基本料金+電力量料金（電源調達調整額、安定供給維持管理費含む）+再生可能エネルギー発電促進賦課金」との合計とします。契約種別の料金単価の詳細は、別途当社が定める料金表（URL貼付）をご確認ください。

■電気料金の算定

- 電気料金の算定期間
 - 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
 - 契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回検針日の前日までといたします。
 - 契約廃止月の算定期間は、前月の検針日から供給廃止日の前日までといたします。
 - ※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。
 - 送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等などにより料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- 使用電力量の計量および算定
 - 使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器によって行います。
 - 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、当該期間の使用量は送配電事業者と協議のうえ決定いたします。
- 料金は、お客様の使用電力量にもとづき、需給契約ごとに当該需給契約の契約種別の料金を適用して算定いたします。

■料金の支払い義務および支払方法

- お客様の料金支払い義務発生日は、当社が送配電事業者から託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量を受け取った日といたします。ただし、契約が消滅した場合は、消滅日といたします。
- お支払い期日は、支払義務発生日（原則として検針日）の翌日から起算して、30日目といたします。ただし口座振替、またはクレジットカードで支払いの場合は当社の定める口座振替日、またはクレジットカード会社の定める決済日を支払期日といたします。

■契約種別および契約電流（アンペア）、契約容量（キロボルトアンペア）、契約電力（キロワット）

お客様のご契約プラン種別および契約電流・容量・電力は当社が定める料金表の条件にもとづき決定します。料金表（<https://enelab.jp/agreement/>）

■ご契約に関わる注意事項

現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。

- 電源調達調整額
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における前月エリアプライス平均（A）が下記表の追加調整基準単価を上回る場合には加算、還元調整基準単価を下回る場合には還元を電源調達調整単価として算定いたします。
- 供給管理単価
当社が負担する容量拠出金から需要予測を元に基準単価を算定いたします。基準単価は年度ごとに定め、当社ホームページで公表いたします。【2025年度2.73円（税抜）】

供給エリア	(B) 還元調整基準単価	(C) 追加調整基準単価	(D) 供給管理単価
北海道・東北・東京エリア	6.00円（税抜）	10.50円（税抜）	年度ごとに公表
中部エリア	5.00円（税抜）	8.00円（税抜）	
北陸・関西・中国・四国エリア	5.00円（税抜）	9.00円（税抜）	
九州エリア	4.00円（税抜）	7.00円（税抜）	

③ 電源調達調整単価の算定

- A<Bの場合、電源調達調整額（還元）＝D+(A-B)×(1+消費税率)×使用電力量（kWh）
A>Cの場合、電源調達調整額（追加）＝D+(A-C)×(1+消費税率)×使用電力量（kWh）
- 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

■解約事務手数料ほか手数料

- 最低利用期間は料金の適用開始日から起算して24ヶ月といたします。
- 最低利用期間内に需給契約の消滅があった場合は電気1契約あたり解約事務手数料【9,800円（税込）】をお支払いいただけます。
- 当社は、お客様からの申し出により、以下の手続きをおこなった場合、手数料をいただけます。
- 当該手数料につきましては、毎月の電気料金に合算してお支払いいただけます。
 - 請求書（電気料金およびご使用量のお知らせ）の発行をご希望の場合、1通につき【税抜額400円（税込440円）】の手料を申し受けます。
 - 再請求手数料【税抜額600円（税込660円）】
 - その他、お客様の問い合わせに書面で回答する場合、実費相当額を申し受ける場合があります。

■工事費負担金等について

電気需給契約の開始または変更等にもない、送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が送配電事業者より工事費負担金等の請求を受けた場合、当該金額をお客様にご負担いただけます。支払方法については別途当社からご案内いたします。その他お客様が電気を不正に使用した際の違約金など送配電事業者から当社に請求される費用についても同様にお客様に負担していただきます。

■電気の需給に関するお客様のご協力をお願い

電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにもない、当社または送配電事業者からお客様に以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。

- お客様の電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に送配電事業者が実施する停電（お客様の電気の使用停止または使用制限）
- お客様の承諾を得た上で、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客様の土地・建物への立ち入り
- お客様の電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害するおそれがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- 電気工作物に異常もしくは故障があり、またはそのおそれがある場合、およびお客様が電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合におけるその旨の通知

■お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ① お客さまが契約の変更または解約を希望される場合は、上記のお問い合わせ先にご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から1年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約容量等を変更することはできません。
- ② 解約を希望される場合は、最後に電気を使用する日の2営業日前までにお問い合わせください。なお、建物の解体を伴う場合は、最後に電気を使用する日の7営業日前を目途にお問い合わせください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
- ③ 引越し（転出）等の理由や他の小売電気事業者への切り替えによってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、当社が送配電事業者の託送供給等約款にもとづき送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合には、お客さまはその金額相当額を負担していただきます。

■当社からの契約の変更・解約

- ① 当社は、送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気供給約款、料金表、料金表別表（以下「電気供給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気供給約款等を変更する旨および変更後の電気供給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- ② お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ③ その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気供給約款等に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかの場合、当社は本契約を終了することがあります。
- ④ ②および③、またクーリングオフにより契約を解除された場合において、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が止まるおそれがありますので、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、供給義務を負う電気事業者に供給申込みをしていただく必要があります。
- ⑤ ②および③の場合において当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

■電力供給廃止時に関わる注意事項

電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客様がお困りになるケースがございます。

- ① 凍結する恐れのある地域での廃止は凍結防止帯が動作しなくなることで給水管が凍結し破裂する可能性があります。凍結により温水器本体が破損する可能性があります。
- ② マンション等の共有等の廃止はエレベーターの停止、自動ドア、オートロック等が動作しなくなることがあります。また、屋上等への汲み上げポンプが動作しなくなる可能性があります。
- ③ ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で、停電等により損害を受ける恐れがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置を講じてください。
- ④ 冷蔵、冷凍庫の停止により庫内の温度が上昇することがあります。

■需要場所への立入りによる業務の実施

当社または送配電事業者が需要場所への立入りが必要であると認める場合(託送供給等約款に定めがある場合を含みます)当社または送配電事業者は、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に当社または送配電事業者の係員(当社または送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。)を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

■供給の停止

- ① お客さまが次のいずれかに該当する場合、託送供給等約款にもとづき送配電事業者を通じてそのお客さまへの電気の供給を停止することがあります。
 - ・ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ・ お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、送配電事業者に損害を与えた場合
- ② お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ (需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ③ お客さまがその他約款等に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- ④ ①から③によって電気の供給を停止する場合には、当社は、送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行う場合には、その旨を文書等によりお知らせすることがあります。

- ⑤ ①から④によって電気の供給を停止した場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

■供給停止の解除

(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事由を解消し、その事実に伴い当社に対して支払いを要することになった債務を支払われ、かつ、当社に供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、送配電事業者との協議が整い次第、お客さまに対して電気の供給を再開いたします。ただし、非常変災時や営業時間(平日午前9時00分から午後5時00分まで)以外などやむをえない事情がある場合、すみやかに再開できない場合がございます。

■違約金

- ① お客さまが(供給の停止)②ロ、ハもしくはニに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- ② ①の免れた金額は、需給約款等にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- ③ 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

■個人情報の取り扱いについて

- ① お客さまの個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ (<https://enelab.jp/privacy/>) をご参照ください。
- ② 解約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、電力広域運営推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

■クーリングオフに関するお知らせ

- ① お客さまが訪問販売及び電話勧誘で申込みされた場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(メール等)により、無条件で申込みの撤回を行うこと(以下、「クーリングオフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが発信したとき(書面の場合は郵便消印日付など、メール等の場合はメールの送信日時)から発生します。

この場合、

- ・ 損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
 - ・ すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
 - ・ すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
 - ・ 商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
 - ・ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- ② 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(メール等)によりクーリングオフすることができます。
 - ③ クーリングオフの行使の方法は、必要事項をご記入のうえ、エネラボ株式会社宛てにお送りください。※簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル9F
エネラボ株式会社宛

【必要事項】

申込撤回通知

- ・ 申込日令和〇年〇月〇日
- ・ ご契約者名
- ・ 電気ご利用住所
- ・ 電気のご名義
- ・ お電話番号
- ・ 販売代理店名
- ・ 営業担当者

上記の契約について、申込を撤回します。

メールの場合、必要事項をご記載のうえ、当社のクーリングオフ受付アドレスまでメールにてご連絡ください。

【メールアドレス】 support_enelab@enelab.jp

【件名】 クーリングオフ通知